

(3)Web版教材を活用した授業展開例及びワークシート

授業展開例① 第1章「契約ってなに？」 第2章「契約は守るもの！だけど」

●**題材名** 契約で成り立つ消費生活

●**本時の目的** ・契約に関する基礎知識を知り、契約内容等を確認することの重要性について理解する。

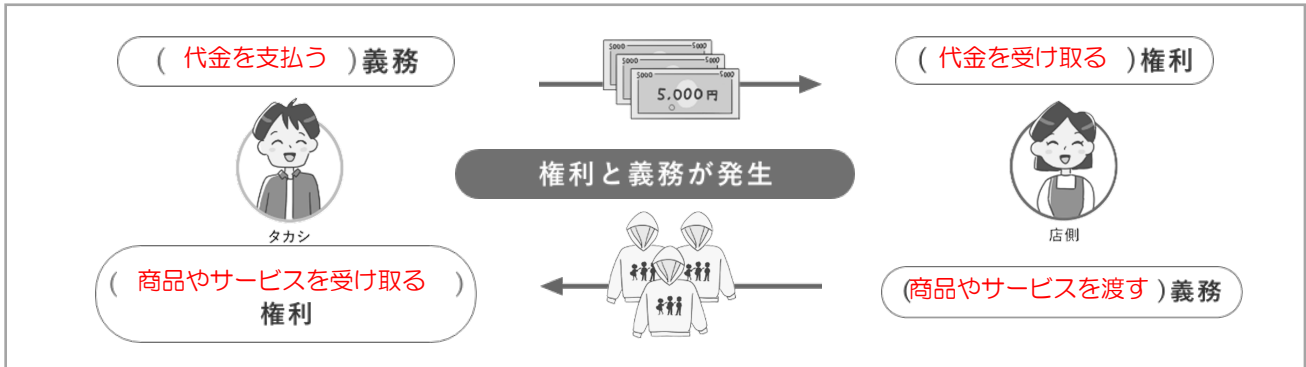
●指導展開例

時間	主な活動	指導上の留意点	教材・資料
導入 5分	<ul style="list-style-type: none"> ●本時の目標について理解し、学習の見通しをもつ。 	<ul style="list-style-type: none"> ●日常生活で身近にある契約について考えさせる。 	
展開① 20分	<ul style="list-style-type: none"> ●Web版教材第1章第1部「オリジナルパーカーを作りに行こう！」を読み、クイズに答える。 ●第1部の学習内容をワークシート①にまとめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●お店を選ぶときに何を基準にするのか考えさせる。 ●契約の基礎知識や契約成立による権利と義務について理解させる。 	ワークシート① ・契約の基礎知識 Web版教材第1章
	<ul style="list-style-type: none"> ●Web版教材第1章第2部「契約するとき、ここに注意！」の質問に答え、契約時の注意についてワークシート①にまとめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●契約をどのように検討したか、マンガを振り返る。 ●ポイントチェックとアドバイスを確認させる。 ●契約時の注意点について伝え、契約することで法的な責任を負うことを理解させる。 	ワークシート① ・契約について振り返ってみよう ・契約時の注意点 Web版教材第1章
展開② 20分	<ul style="list-style-type: none"> ●Web版教材第2章第1部「契約はやめられるの？」を読み、未成年者取消権について学習する。 ●「もっと知りたい2-①」をワークシート①にまとめる。 ●「もっと知りたい2-②」のチャレンジクイズに答え、ワークシート①にまとめ、契約の取消し・無効になる場合について学習する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●未成年について振り返り、未成年者取消権について伝え、未成年者取消権が使えない場合について確認させる。 ●契約の取消し・無効になる場合について確認させる。 	ワークシート① ・未成年の契約 ・未成年者取消権が使えない場合 ・チャレンジクイズに挑戦 ・契約の取消し・無効になる場合 Web版教材第2章
	<ul style="list-style-type: none"> ●Web版教材第2章第2部「相手が契約を守ってくれなかったら…」のクイズに答え、ワークシート①にまとめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●民法の契約解除、法定解除について確認させる。 ●契約について困ったときは、消費生活センター等の専門窓口にご相談するよう指導する。 	ワークシート① ・クイズに挑戦 ・法定解除 Web版教材第2章
まとめ 5分	<ul style="list-style-type: none"> ●学習内容をワークシート①にまとめ、発問に答える。 	<ul style="list-style-type: none"> ●契約に関して基礎知識や未成年の契約、取消し・無効・解除になる場合について理解したかどうか、発問する。 	ワークシート① ・まとめ

【第1章 第1部 「オリジナルパーカーを作りに行こう!」】

【契約の基礎知識】

- 契約は、(契約書) がなくても、(口約束) でも成立する。
- 契約は、契約の (申込み) の意思表示に対して、契約の (承諾) の意思表示をすることにより、成立する。
- 契約が成立すると、(権利) と (義務) が発生する。



- 契約は、(民法) で定められている。

【第1章 第2部 「契約するときは、ここに注意!」】

【契約について振り返ってみよう】

Q1 オリジナルパーカーを作るために、どういう視点でお店を探していましたか？

- (例) ・インターネットで、お店のHP、口コミ情報や評価を検索したり、友達に相談したりしていた。
・自分たちの好み・予算・支払方法・作製期間などを検討していた。

Q2 3人は、お店で何を聞いていますか？

- (例) ・パーカーの生地や色合い、デザインなどについてお店の人と相談していた。
・お店の人から金額、作製期間、デザイン変更の条件やキャンセルについてのなどの契約内容を聞いていた。

Q3 注文書の控えをもらっていましたか？

- (例) ・注文書の控えを受け取っていた。

Q4 3人は、なぜ一方的にキャンセルができず、仕方なくオリジナルパーカーを依頼したのでしょうか？

- (例) ・注文書に記載があるように、注文確定後のキャンセルはできないため、そのまま作ってもらうことにした。

【契約時の注意点】

- 本当に必要な (契約) なのか検討する。
- 契約する相手は、特定ができ、(信頼) できるかどうかを検討する。
- 契約するものやサービスの内容、支払金額、支払方法、解約条件など、(契約内容) を検討する。
- 契約内容がわかる (書面)、(注文書などの控え) や事業者情報は手元にしておく。
- インターネット通信販売は、原則、画面上に契約内容などを表示することが義務付けられている。事業者情報や契約内容がわかる画面、申込画面や事業者からの承諾メールの画面のコピーをとっておく。インターネット通信販売は、(クーリング・オフ) 制度がない。(返品条件) なども確認して検討する。

【第2章 第1部「契約はやめられるの?」】

【未成年の契約】

- 未成年者は、(18) 歳未満であり、民法で (18) 歳以上は成年と定められている。
- 未成年者は、親や法定代理の (同意) がないと契約ができない。ただし、お小遣いの範囲の買い物などの例外がある。
- 未成年者が親の同意がなく契約した場合に、あとから取り消すことができることを (未成年者取消権) という。

【もっと知りたい2-① 未成年者取消権が使えない場合】

- 契約相手に自分は成人だと嘘を言って、信じさせて結んだ契約の場合
- 法定代理人の同意を得ている場合
- 未成年者がその後成人して追認したり、法定代理人が追認したりした場合
- 取消権が時効になった場合

【もっと知りたい2-② チャレンジクイズに挑戦】正しいと思う番号を答えて、理由を考えてみよう。

Q DVDを購入した際、初回盤AとBがあり、初回盤Aと思い購入したものが、初回盤Bだった。返品はできるでしょうか。

- 1 間違えて購入したのだから返品できる。
- 2 間違えて購入してしまったのは自分の責任だから返品はできない。

自分の回答

1

理由：(例) 初回盤AとBの2種類があることを知っていたが、見分けがつかず、間違えて購入の意思表示をした。DVD購入の意思表示に間違いがあったので、錯誤として、この契約を取り消すことができる。

【契約の取消し・無効になる場合】

- 錯誤による取消し
- 詐欺による取消し
- 強迫による取消し
- 公序良俗違反による無効

【第2章 第2部 「相手が契約を守ってくれなかったら・・・」】

【クイズに挑戦】正しいと思う番号を答えて、理由を考えてみよう。

Q ライブのチケットを購入したが、ライブ当日にタレントの急病によりライブが中止となった。チケット代の払い戻しを要求できるでしょうか。

- 1 急病という、やむを得ないことなので、チケット代の払い戻しはできない。
- 2 ライブが開催されなかったのだから、チケット代は払い戻しができる。

自分の回答

2

理由：(例) ライブ主催者側の理由でライブの開催ができなくなったから。これを履行不能といい、民法で契約解除ができることが定められている。

【もっと知りたい 法定解除】

- (履行不能) : 契約内容が実行される可能性が無い場合のこと
- (履行遅滞) : 契約の期日までに契約内容が実際に行われなかった場合のこと
- (不完全履行) : 契約内容は実行されたが、不完全な内容である場合のこと

【第1章と第2章のまとめ】契約についてわかったことをまとめよう。

- (例) 契約は口約束でも成立する。
契約が成立すると契約当事者に権利と義務が発生するため、一方的に解約できない。
契約時は、契約内容をよく確認する必要がある。
未成年者が、親の同意がなく契約した場合は、未成年者取消権という制度がある。但し、取消しができない場合もある。